

第 7 章 栄養教諭の普通免許状

第 1 節 大学卒業等による免許状の取得方法（免許法第 5 条別表第 2 の 2）

大学において単位を修得し免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と栄養教諭免許状を授与するために適当と認められた認定課程を有する大学における単位修得が必要です。

1 基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数 (注) 1	左記の最低修得単位数とは別に、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーションについて各 2 単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作について、2 単位の修得が必要。
		栄養に係る教育及び教職に関する科目	
専修免許状	修士の学位を有すること及び管理栄養士の免許を受けていること。(注) 2	4 6	
1 種免許状	学士の学位を有すること、かつ、管理栄養士の免許を受けていること又は管理栄養士養成施設の課程を修了し栄養士の免許を受けていること。(注) 3	2 2	
2 種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士の免許を受けていること。(注) 4	1 4	

(注) 1 最低修得単位数は、栄養教諭免許状を授与するために適当と認められた認定課程を有する大学において修得することが必要であり、認定講習等の単位は使用できません。

なお、専修免許状に必要な「大学が独自に設定する科目」24 単位については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程で修得することが必要です。

2 「修士の学位」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に 1 年以上在学し、かつ、在学中に 30 単位以上修得した場合も含まれます。

3 「学士の学位」には、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められる場合又は栄養教諭の指定教員養成機関に 4 年以上在学し、124 単位以上を修得し卒業した場合も含まれます。

4 「短期大学士の学位」には、大学又は文部科学大臣の指定した教員養成機関に 2 年以上在学し、62 単位以上修得した場合も含まれます。

5 2 種免許状を有し → 1 種免許状
1 種免許状を有し → 専修免許状 } を、この表の規定により取得しようとする場合、取得しようとする免許状に係る最低修得単位数のうち、それぞれ有する免許状（所要資格を得ている場合も含む。）に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなします。

2 単位の修得方法

栄養に係る教育及び教職に関する科目	左の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
		専修	1種	2種
栄養に係る教育に関する科目	(注) 1	4	4	2
教育の基礎的理解に関する科目 (注) 6①	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 (注) 3			
教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。) (注) 4				
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (注) 6②	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	6	3
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導の理論及び方法			
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法			
教育実践に関する科目	栄養教育実習 (注) 5	2	2	2
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目 (注) 7		2 4	—	—

(注) 1 「栄養に係る教育に関する科目」の単位については、「栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項」、「幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項」、「食生活に関する歴史的及び文化的事項」並びに「食に関する指導の方法に関する事項」の全ての事項を含む科目について、専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合は4単位以上、2種免許状を受ける場合は2単位以上を修得することが必要です。

2 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」(以下、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。)については、各科目に含めることが必要な事項について全ての事項を含んで修得することが必要です。

3 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」は1単位以上を修得することが必要です。

4 「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に

「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合にあつては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むことは要しません。

- 5 「栄養教育実習」は、栄養教育実習に係る事前及び事後の指導1単位を含みます。
- 6 小学校、中学校又は高等学校、幼稚園の教諭又は養護教諭の普通免許状の授与を受ける資格がある場合
 - ① 「教育の基礎的理解に関する科目」については6単位（2種免許状の授与を受ける場合は4単位）まで、小学校、中学校、高等学校、幼稚園の教諭又は養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育の基礎的理解に関する科目」の単位を充てることができます。
 - ② 「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位を2単位まで、養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位を8単位（2種免許状の授与を受ける場合は4単位）まで充てることができます。
- 7 大学が独自に設定する科目

最低修得単位数	専修免許状 24
---------	----------

専修免許状に必要な「大学が独自に設定する科目」の単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程で、62頁の「2単位の修得方法」の表に掲げる「栄養に係る教育に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち1以上の科目について修得することが必要です。

第2節 教員歴と単位修得による免許状の取得方法（免許法第6条別表第6の2）

栄養教諭普通免許状所有者が、栄養教員としての在職年数と単位修得により上級の栄養教諭普通免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と単位修得が必要です。

1 栄養教諭1種免許状への上進に必要な基礎資格及び最低修得単位数（県教委規則別表第5）

基礎となる免許状		栄養教諭2種免許状							
在職年数（注）1		3	3※	4	5	6	7	8	9
最低修得単位数（注）2		40	8	35	30	25	20	15	10
管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目（注）3		32	—	27	23	18	14	10	6
栄養に係る教育に関する科目（注）4		2	2	2	2	2	2	1	1
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（注）5		6	6	6	5	5	4	4	3
養護教諭・栄養教諭の基礎的理解に関する科目等の内訳	教育の基礎的理解に関する科目	2	2	2	1	1	1	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	1	1	1	1	1	1	—
備考	最低修得単位数に不足する単位数については、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の中から任意に修得すること。								

（注）1 在職年数は、栄養教諭2種免許状を取得した後、栄養教諭として在職した期間であり、単位修得は、栄養教諭2種免許状を取得した後のものに限られます。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

※ 管理栄養士の免許を受けている者の単位の修得方法は、「栄養に係る教育に関する科目」2単位上及び「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」6単位以上を修得することが必要です。この場合、最低在職年数3年に満たない在職年数（1年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなします。

2 単位は、認定課程を有する大学（短期大学の専攻科を含む。）、認定講習、公開講座等で修得することが必要です。

3 「管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目」の単位の修得方法については、そのうち1以上の科目について修得することが必要です。

4 「栄養に係る教育に関する科目」の単位の修得方法については、「栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項」、「幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項」、「食生活に関する歴史的及び文化的事項」並びに「食に関する指導の方法に関する事項」の全ての事項を含んで修得することが必要です。

5 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の修得方法については、各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得することが必要です。

2 栄養教諭専修免許状への上進に必要な基礎資格及び最低修得単位数

基礎となる免許状	栄養教諭1種免許状
在職年数（注）1	3年以上
最低修得単位数（注）2	15単位以上

（注）1 在職年数は、栄養教諭1種免許状を取得した後、栄養教諭として在職した期間であり、単位数修得は、栄養教諭1種免許状を取得した後のものに限られます。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は、在職年数には含まれません。

2 単位数は、大学院の課程、大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程、これと同レベルの認定講習等における「大学が独自に設定する科目」の「栄養に係る教育に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち1以上の科目について修得することが必要です。

第3節 学校栄養職員歴と単位修得による免許状の取得方法（免許法附則第17項）

学校栄養職員としての在職年数と単位修得により栄養教諭普通免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と単位修得が必要です。

1 栄養教諭2種免許状を取得する場合に必要な基礎資格及び最低修得単位数

基礎となる免許状		栄養士免許	
在職年数（注）1		3	3※
最低修得単位数（注）2		8	2
栄養に係る教育に関する科目	科目	最低修得単位数	
	「栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項」 「幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項」 「食生活に関する歴史的及び文化的事項」 「食に関する指導の方法に関する事項」全ての事項を含んで修得	2	2
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内訳（注）3	科目	最低修得単位数	
		6	—
	教育の基礎的理解に関する科目	1	—
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	—
	栄養教育実習（注）4	1	—
備考	「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数に不足する単位数については、当該科目等の中から任意に修得すること。		

（注）1 在職年数は、栄養士免許を受けた後、学校栄養職員（臨時採用職員としての経験も含む。）として在職した期間あり、単位修得は、栄養士免許を受けた後のものに限られます。

この場合、平成16年7月1日以前の在職年数を含みますが、平成16年7月1日以前に修得した単位については、授与権者が認めれば単位に含むことができます。ただし、休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は含みません。

※ 教諭又は養護教諭の普通免許状を有するときは、3年の最低在職年数に満たない在職年数（1年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなします。

2 単位は、認定課程を有する大学（短期大学の専攻科を含む。）、認定講習、公開講座等で修得することが必要です。

3 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位の修得方法については、各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得することが必要です。

4 栄養教育実習については、食に関する指導を行う特別非常勤講師として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明を有する者は、経験年数1年につき1単位の割合で表に掲げる「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（栄養教育実習を除く。）の単位をもって替えることができます。

2 栄養教諭1種免許状を取得する場合に必要な基礎資格及び最低修得単位数

基礎となる免許状	管理栄養士免許を受けていること又は管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けていること。		
在職年数(注)1	3	3※	
最低修得単位数(注)2	10	2	
栄養に係る教育に関する科目	科目	最低修得単位数	
	「栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項」 「幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項」 「食生活に関する歴史的及び文化的事項」 「食に関する指導の方法に関する事項」全ての事項を含んで修得	2	2
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内訳(注)3	科目	最低修得単位数	
		8	—
	教育の基礎的理解に関する科目	1	—
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	—
	栄養教育実習(注)4	1	—
備考	「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数に不足する単位数については、当該科目等の中から任意に修得すること。		

(注)1 在職年数は、管理栄養士免許を受けた後、学校栄養職員(臨時採用職員としての経験も含む。)として在職した期間あり、単位修得は、管理栄養士免許を受けた後のものに限られます。

この場合、平成16年7月1日以前の在職年数を含みますが、平成16年7月1日以前に修得した単位については、授与権者が認めれば単位に含むことができます。ただし、休職、育児休業、病気休業、組合専従等の期間は含みません。

※ 教諭又は養護教諭の普通免許状を有するときは、3年の最低在職年数に満たない在職年数(1年未満の期間を含む。)があるときも、当該在職年数を満たすものとみなします。

2 単位は、認定課程を有する大学(短期大学の専攻科を含む。)、認定講習、公開講座等で修得することが必要です。

3 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位の修得方法については、各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得することが必要です。

4 栄養教育実習については、食に関する指導を行う特別非常勤講師として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明を有する者は、経験年数1年につき1単位の割合で表に掲げる「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」(栄養教育実習を除く。)の単位をもって替えることができます。